



「自由社会・日本」に関する一検証

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 白石, 正夫 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/1128

「自由社会・日本」に関する一検証

白石正夫

An Examination of "Japan as a Liberal Society"

Shiraishi MASAO

Abstract

Liberty is one of the indispensable fundamental conditions on which man can live humanly. The core of liberty in man's political life is a freedom of criticism. This freedom of criticism is composed of freedoms of forming, choosing and realizing critical thoughts.

It is said that Japan is a liberal society. Is it a truth or a demagogy in people's political life in Japan? Is Japan filled with freedoms mentioned above or not?

This paper tries to analyze two bills as concrete examples, the Party Law and the State Secret Law, and examine the present and the future of political liberty in Japan. This examination will make it clear that the situation of political liberty in Japan is now in crisis.

一. はじめに

自由は、人間が人間らしく生きることができるために、必要不可欠な根本条件の一つである。人間の政治生活においては、自由の核心は、批判の自由にある。批判の自由の本質は、それが、社会政治体制の根幹にかかわる事項への批判の自由である、という点にある。そのようなものとしての批判の自由は、次の諸部分によって構成されている。即ち、批判的思想を形成する自由、批判的思想を選択する自由、批判的思想の内容を実現しようとして行動する自由、以上である。そして、上に挙げた行動の自由という部分は、民主主義的手続に従って、社会政治体制を変革する自由を含んでいなければならない。これら三つの構成部分のどれか一つが欠けていても、批判の自由は存在しえないのである。なお、これら三つの構成部分は、多数の個別的具体的諸自由を、それぞれその系にもっている。一部を例示すれば、研究・教育の自由、取材・報道の自由、知る権利、思想信条の自由、結社の自由、言論表現出版の自由、請願権、参政権等々がそれである。

ところで、日本は「自由社会」だと言われる。とりわけ、この十数年来、このことが政治スローガンとして声高に叫ばれ、多数の国民の共感を呼び、大きな政治的効果を発揮しているように見受けられる。では、「自由社会・日本」とは、日本国民の政治生活に照らして、事実なのだろうか。それともデマゴギーであろうか。日本には、上記諸自由が満ち溢れているのであろうか。この点の検証が求められていると言えよう。事実だとすれば、日本は、人間らしい暮らしが可能な、自由

な社会であり、デマゴギーであるとすれば、日本は自由のない、非人間的生活を強いられる社会だということになる。自由な社会であるとすれば、これを守り、自由のない社会であれば、自由な社会を築くために、まずもって、事実に基づく検証が大切である。

さて、小論の任務は、この点を、現代日本の政権政党の思想の次元において検証することにある。支配層の思想は、当該社会の政治の現状と将来を規定する重要な要因だからである。小論は、現代日本の支配層の思想を、「政党法」及び「国家秘密法」という具体的事例に即して考察しようとする。法律案は、それを起草し、又提出した人々の思想を端的に表現しているからである。これら二法案は、これらを準備した現代日本の政権政党と、それに代表されている支配層の、現在と未来の日本の社会政治体制についての構想を具体的に表現している、と考えることができる。これら法案に示されている思想は、提出者のこれまでの政治行動をも規定してきたものであることは言うまでもない。それ故、法案に盛り込まれた内容は、法案の成立によって初めて実現するというものではなく、成立以前に、既にかかなりの程度において具体化されているものなのである。従って、この二つの法案の分析は、日本における政治的自由の現状と将来とを明らかにするために必要な一検証ということになる。なお、小論は、上述の任務を果たすに必要な限りにおいて、二法案の問題点を抽出し、その他の問題点については触れないこととする。

筆者は、これまで「現代自由論の研究(一)」及び「同(二)」において、自由についての統一的尺度を探求する理論作業を行ってきた。小論は、そこで得られた一定の結論をもとにしたケース・スタディとしての意味をもつものである。

二. 「政党法」の問題点と政治的自由

本節で取り上げるのは、自由民主党の「政党法要綱」(以下「要綱」とのみ記す)である。これは、1983年5月、同党の党基本問題運営等調査会・党改革推進本部の合同世話人会がまとめ、1984年2月衆議院政治倫理協議会において、同党が政党法の制定を提案して以来クローズ・アップされてきたものである。この「要綱」は、未だ国会に提出されるには至っておらず、正式に法案とは呼べない。しかし、財界の研究機関「近代化協会」が、「要綱」と瓜二つの内容を盛り込んだ「政党法制定に関する提言」を公表していることからみて、「要綱」は、自由民主党に代表される現代日本の支配層の政治的自由に対する考え方を知るのに恰好の文書だと言える。又正式の法案ではなく、従って使用されている用語も、法律用語としては不適切なものが見受けられるのであるが、それだけに却って、同文書は、卒直に彼等の思想を表現している、とすることができる。

以下、「要綱」の中から、小論の目的に照らして問題とすべき項目を順次取り上げる。(なお、全文は、後掲資料①を参照のこと)

1. 「政党法制定の理由」及び「政党法の目的」について

「要綱」は、「政党法制定の理由」の中で、二つの制定理由を挙げている。即ち、「政党が莫大な資金を要する」ようになり、「公金による政党の援助」を行なう必要に迫られていること、「公金による政党への援助を行うには……政党を法的に公認することが、その条件」であること、これが第一の理由である。次に、参議院議員選挙の「拘束名簿式比例代表制の下では、選挙人は投票によって政党を選択しうるのみで、具体的候補者そのものの選択は、これを専ら政党に一任せざるをえないことになる。その結果、国民の政党に対する信頼を法的に保障することが必要となり、政党法を設けて、政党の存在、性質、地位を法的に明確化することが要請されるようになった。」これが第二の理由である。

以上二点を理由として、「要綱」は、「政党法の目的」として、次のように謳っている。即ち、「この法律は……政党をして国民生活の中から自発的に生じた社会集団たるの本質を保持させつつ、しかも国民が政党に対し確固たる信頼を堅持しうるよう、その地位と権威とを法的に保障し、わが国民民主政治の健全な発達に資することをもって目的とする」と。

以上の記述から明らかな通り、「要綱」は、政党の「性質」「存在」を法律によって定め、その「地位と権威」を保障すること、即ち、政党を法定し、この法定政党に公金を支給することを目的としている。逆に言えば、法定政党、即ち、この法律が定める「性質」に合致した政党のみが、「政党」としての「存在」を認められ、いわば国定政党となるわけである。それ以外の政党は、「政党」ではなくなり、その「地位と権威」を保障されないことになる。この「要綱」は、法定政党でない政党の存在を否認してはいない、と解釈できる。しかし、「政党」であることを否定された政党が、重大なハンディキャップを背負うことになるのは自明であり、更に、「政党」ではない政党の存在自体が否認される方向に進む可能性も大きいであろう。なぜなら、政党を国定政党化する法律が制定されるならば、その法律によって「政党」と認められた政党が、国会議席の圧倒的多数を占めるであろうし、そのような国会は、その法律を根拠に、一步進んで、法的にその「存在」を公認されない政党の存在を否認したいという衝動にかられるであろうからである。いづれにしろ、国定政党を設けることは、結社の自由、法の下での平等に対する侵害である。

「要綱」は、後述するように、「政党委員会」を設け、「政党委員会」の承認を得た政党だけに「政党」としての地位を認め、これに公金による援助を行なうのだとしている。ところで、活動費を国庫から支給される国定政党に、自由な政治活動を期待しうるであろうか。「政党委員会」によって「政党」としての資格を剥奪されることを恐れて、その活動の矛先が鈍る可能性がある。即ち、国定政党は、活動費に占める国庫補助の割合が増大するにつれ、紐付政党となるであろう。

更に指摘すべきは、次のことである。即ち、上記政党法制定の第二の理由及び目的に明示されている「要綱」の思想は、悪しきパターンリズム乃至愚民思想の典型である、この点である。「国

民の政党に対する信頼を法的に保障する」ということは、国民に成り代わって、この法律と「政党委員会」とが、政党の足切りをし、政党を選別してやるということに他ならない。国定政党は信頼できる政党、「政党委員会」が承認しなかった政党は、信頼できない非「政党」という判断を、国民の政党選択に先立って、示してやるということである。このように国民から政党選択の自由を奪うことが、「わが国民民主政治の健全な発達に資する」と言えるだろうか。国民の自由な思想形成、自由な活動、国民の支持を求めての政党の自由な競争、国民の自由な政党選択、これらがなくして、民主政治の健全な発達はありえない。とにかく、「政党をして国民生活の中から自発的に生じた社会集団たるの本質を保持させ」ることと、「政党の地位と権威を法的に保障」し、足切りによって国定政党を設けることとは、両立しえないのである。

2. 「政党の定義および寄与」について

次に、「要綱」は、どのような政党を国定政党として公認しようとしているのであろうか。それを定めているのが、「政党の定義および寄与」と「政党の要件」という箇所である。本項では、「政党の定義および寄与」を取り上げる。なお、「要綱」は、「定義」として二項目を掲げ、別に「寄与」として二項目の規定を設けている。この「寄与」も「定義」に含まれるのか否かは、規定の形式からは、どちらともとれる。しかし、内容的に考えるならば、「要綱」が「明確化」している「性質」に合致しない政党が、「政党」として認定される余地は、論理的にはありえないであろう。従って、ここでは「寄与」として挙げられている項目をも、政党の定義としての意味内容を含むものとして扱うこととする。

まず問題とされるべきは、「定義」の中の次の文言である。即ち、「国会または地方自治体議会の円滑な運営に協力し」という件である。この定義に該当する政党は、「政党」と認めるが、「議会の円滑な運営に協力」しない政党は、非「政党」とするというのである。「円滑な運営」とは何か、「協力」とは何か、極めて曖昧な、どうにでも解釈できる概念である。因に、この定義は、後述「寄与」の中にある同様に曖昧な規定、即ち、「責任政治の具現に寄与する」と対応している。おそらく、これら二つは同じ意味を有すると考えられる。さて、与党の提出案件に、議会内外で反対・抵抗活動をする野党は、どう解釈されるであろうか。しかも、後述するように、これを解釈するのは、与党が多数を占める「政党委員会」である。「同委員会」は、この解釈に基づいて、「政党」を認定するのである。即ち、批判的野党は、非協力政党、無責任政党と判断され、「政党」と認められない可能性が大であろう。

更に、「定義」の第二は、次の通りである。「政党は政治的諸問題全般を対象とし、総合的に綱領、政策を樹立し、その実現を目差す結社であり、ある特殊目的や利益の達成を企図する結社は政党でない。」この規定から問題となるのは、限られた地域及び地方議会で主として活動する地方政党、及びある特定の目的又はある特定の人々の利益の達成を、表看板に掲げた政党である。

これらは「政党でない」ことになる。付け加えれば、「特殊目的や利益の達成を企図する結社」だと、「政党委員会」によって看做された政党、これも「政党でない」ことになろう。ここでも「特殊目的や利益」という曖昧な概念が基準となっており、「政党委員会」の解釈次第で、「政党」認定が左右されるであろうからである。

次に、「要綱」は、「寄与」として二点を挙げている。一つに「政党は……責任政治の具現に寄与する」、二つに「革命の防止に寄与する」という点である。これら二つも一対を成して、同じ内容を謳っていると考えられる。つまり「責任政治」は善であり、「革命」は悪である。従って、「革命の防止に寄与する」ことが、即ち「責任政治の具現に寄与する」ことになる、こういうことである。ところで、そもそも「責任政治」とは何か。これは社会科学上の概念でも、法律用語でもない。これは、この「要綱」をまとめた自由民主党が自らを特徴づけて「責任政党」と称し、後に一部野党が同様の主張をする際に使用してきた言葉からきていると思われる。つまり、これは極めて党派的イデオロギーなのである。敢えて「責任政治」を定義するとすれば、自由民主党流の政治、現在の社会政治体制を肯定し、これを護持しようとする政治とでも言う他はない。このような意味内容をはっきり確定できない概念によって政党を判断するとどういうことになるであろうか。やはり「政党委員会」の匙加減一つでどうにでもなるという理不尽な結果をもたらそう。

さて、「寄与」の第二点は次の通りである。「政党は国民生活の中から自発的に生じた社会集団たることを本質としているので、その基盤たる国民生活並びに国民意志の変動に応じて容易に振動し、国民と政治との乖離を減削し、革命の防止に寄与する」こうである。この種の文章としては、奇妙な用語が散見されるのであるが、この点は問わないとして、まずは素直にこの規定の意味を読み取れば、次のようなことになろう。即ち、政党は、国民生活の中から自然に生じて来る社会集団である。従って、国民生活や国民の意志が変化すれば、政党もそれに依拠して変化し、又生成し、消滅する。政党は、国民の生活や意志と連動して変化することによって、国民と政治との間に生ずる距離を縮め、又埋める。こうすることによって、革命の防止に寄与する。以上である。しかし、素直に読んでみたところで、不可解としか言いようがない。つまり、革命は、政治が国民から乖離することによって生ずる。従って、革命を防止するためには、国民の生活や意志の変化を、政党がパイプ役となって、政治に反映する必要がある。ところで、政党は国民の中から自然に、自発的に生ずるものであるから、政党は、その発生の基盤たる国民生活・意志が変化すれば、それにつれて容易に変化するものである。従って、革命を防止するためには、政党を規制してはならない。政党を規制すれば、国民生活・意志と政党との連動的変化を妨げるからである。論理的には、このようにならざるをえない。政党法を制定して、国定政党を認定し、これに国庫から公金を支給して優遇し、その他は非「政党」として差別し、又は排除すると、国民生活や国民意志が変化し、国民と政治との間に乖離が生じて、「政党」は「容易に振動」せず、そ

の「乖離を減削」できなくなり、革命が起こる。それ故に、政党法は制定してはならない。これが、この「寄与」の項の論理的意味である。「政党法要綱」が政党法の制定を禁じているのだから、矛盾である。従って、不可解である。だが、間違いなく「要綱」は、政党法たることを自認している。そこで我々は、「要綱」が、次の如き奇想天外な論理を展開しているのだと考えざるをえない。即ち、政党を規制したり排除したりする非民主主義政治は、革命に導く、これが歴史の教訓であり、政治法則でもある。だが、国民の声を真正直に反映する民主主義政治も革命に導く、否、そのような民主政治は、それ自体が既にして革命と同然であって、到底容認しうるものではない。そこで、ここでひとつ非民主主義的「民主」政治を構想する。それは、国会の「円滑な運営に協力」する「責任政党」だけが、公金による援助を支給され、選挙を通じて「自由」に国民の支持を競い、「民主」的に政権を争う体制である。しかし、いずれにしろ斯くの如き体制は、国民と政治との乖離を生ぜしめずにはおかない。この乖離は、革命を惹起する原因であるが、乖離そのものは、この体制の必然的産物であって、これを埋めることはできない。それ故、この乖離が原因となって生ずるであろう革命、この結果の方を防止する任務を、「政党」が担うのでなければならない。こう解さざるを得ない。

ともかく、「要綱」は、様々な解釈が可能であるとしても、「革命の防止に寄与する」のが「政党」である、というこの点だけは、誤解の余地なく明確に謳っている。それは、「要綱」が革命は悪であるという思想に立脚しているからに他ならない。それ故に、「要綱」は、「国民と政治との乖離を減削」することが、即ち革命の本来の意味であり、目的であることは、思いも寄らないのである。ホップズ、ロック以来の民主主義思想において、革命権とは、政府が人民の基本的人権を侵害するに至った場合、人民は、この政府を自らの望む政府と取り替え、人民の生命、自由、幸福追求等基本的人権の確保できる社会を築く権利を有する、というものであり、基本的人権と人民主権という民主主義の二大原理から論理必然的に生ずる権利である。「要綱」は、この民主主義の原理を否定し、革命を悪だと見なし、「革命の防止に寄与する」ものみに「政党」としての資格を付与しようとしているのである。このような法律の下では、批判的政党の活動は極めて困難となり、そのような政党を選択する国民の自由も制限されることになる。

3. 「政党の要件」について

「要綱」は次のように規定している。「政党はこの法律に定める政党の定義に該当し、かつ下記要件の一つを満たし、この法律によって設置される政党委員会に届け出てその承認を得なければならない。」そして、四つの要件を列挙している。一つは、衆議院議員選挙における当該結社所属議員の得票総数が、全衆議院議員の得票総数の百分の〇以上であること（〇の部分空白となっている）、二つは、同様に参議院議員選挙において百分の〇以上であること、三つ目は、当該結社に所属する国会議員数が三十五人以上であること、最後に、新党結成の場合は、新党の党

員となることを事前に承諾している有権者十万人以上の署名をもって、政党設立を届け出ること、以上である。

最初の二つの要件の空白部分は、三つ目の国会議員三十五人以上という要件からみて、それ程小さい数とは考えられない。しかも、これら二つの要件は、当該結社の得票数ではなく、当該結社の当選した議員の、全国会議員の得票数と比較しての得票率なのである。従って、死票の多い、歩留りの悪い政党は、党の得票率は高くても、この要件の数字は小さくなることになっているのである。ともあれ、「要綱」は、小政党を「政党」から排除しようとする意図をもってしていると考えられよう。これでは、今日の小政党が明日の大政党となる道は、著しく狭く細いものとなろうし、政党が「その基盤たる国民生活並びに国民意志の変動に応じて……振動」することも「容易」ではなくなろう。

最後の要件も非常に厳しいものである。新党を結成し、又一旦「政党」たることを拒否された政党が、再度承認を求めて設立を届け出る場合は、その政党の党員となることを明確に承認した十万人の有権者の署名を必要とするというのである（現在の日本の政党でも、党員数が公称十万人以上というのは、自由民主党、共産党、公明党の三党だけである）。この十万人の署名は、虚偽がないかどうか、審査されることになろう。今日においても、支持政党を表明することにさえ躊躇いを感じる国民が多い日本の政治風土の中で、国の機関に対し所属政党を届け出る人々十万人を組織することは、容易ならざることであろう。ましてや、それが批判的政党である場合は、尚更であろう。ここでも、結社の自由、政治活動の自由、思想信条の自由の侵害が生じよう。

「要綱」は、同じく「政党の要件」の項の最後に、次の規定を設けている。「政党はその発行せる機関紙、定期刊行物、その他一切の出版物を、発行の都度、政党委員会に提出しなければならない。」何の為に「一切の出版物」を提出させるのであろうか。それは、「要綱」を読むかぎりでは、それら出版物に表現されている当該「政党」の思想と行動が、「要綱」の定める「政党の定義および寄与」に合致しているかどうかを、「政党委員会」が審査するために他ならない。審査の結果、合致していないと判定されれば、当然「政党」としての資格を剥奪されることになろう。このような審査は、検閲と同然であり、言論表現出版の自由の露骨な侵犯であると言わざるをえない。ここでもやはり、「政党」は、「政党」たるの地位喪失を恐れて、批判の矛先を鈍らせる場合がある。批判「政党」も、次第に角が取れ「責任政党」へと変質してゆく可能性があるであろう。

4. 「政党委員会」について

「要綱」の最後に、「政党委員会」の規定がある。「政党委員会は、委員十五名をもって構成し、その中、十人は国会議員、五人は学識経験者とする。」国会議員たる委員は、各「政党」に、その所属議員数に比例して配分し、「学識経験者たる委員は衆参両院議長の協議に基づき、両院の

同意を得て、衆議院議長これを委嘱する」とされている。

これまでの説明から明らかな通り、この「政党委員会」は、「政党」の生殺与奪の権を握っている。「政党委員会」の出す判定は、その委員の構成如何によって決まると言えよう。「要綱」の規定では、国会議員たる委員は各「政党」に比例配分、学識経験者たる委員は両院議長の協議と両院の同意により決められることになっている。両院議長は、党籍を離れるとはいえ、政権政党から選出される可能性が大きい。要するに、十五人の委員中、多数は政権政党によって占められると言ってよいであろう。つまり、政権政党が、その他諸政党の首根っこを押えることになるのである。

5. 「要綱」がもたらすもの

日本国憲法は、民主主義の原理に立脚し、基本的人権と人民主権とを宣言し、又具体的諸規定によって、これらを保障している。国民は基本的人権を守るために代表者を選出し、代表者は国民の基本的人権を守るために行動する。この政治形態は、これを運営し、又確保するために、結社の自由、言論表現出版の自由をはじめとする政治的自由を不可欠の要件とする。この政治的自由は、手段であるとともに目的、即ち国民の基本的人権でもある。

「要綱」は、小政党と批判政党を、「政党」から排除しようとしている。これが、国民の政治的自由の制限、否定を意味することは言うまでもなからう。国民は、主権者として自由に政治活動を行ない、又自由に政党を選択して政府をつくり、自らの欲する社会を築く権利を有している。「要綱」は、政党を規制することによって、国民のこの権利を侵害しようとしている。これが、「要綱」に示された政権政党の政治的自由に関する思想である。「自由社会を守れ」を標榜する政党の本音を、この「要綱」に見ることができるのである。

さて、「要綱」による政党規制は、政党規制に留まらず、国民の政治的自由の侵害にもなるということは、既に指摘してきたところであるが、その際その侵害は、政党規制によって、それとの関連で生ずる自由の侵害としてとらえられていた。しかし、この「要綱」の如き政党法が制定されるならば、より一層広範な国民の自由に対する侵犯が生ずるであろうことが予測される。なぜなら、憲法によって保障された自由、基本的人権を制限し、又否定しようとする法律、及びこの法律によって「政党」と認定された政党が多数を占める国会の下で、国民の諸自由を尊重する政治が行なわれることは、到底期待しえないことだからである。

三. 「国家秘密法」の問題点と政治的自由

本節で取り上げるのは、「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」（以下「国家秘密法」と記す）である。これは、1985年6月自由民主党が国会に提出し、同年12月廃案となった法案である。この法案は、まず1980年に第一次案、次いで1982年に第二次案としてまとめられた

が、これらにおいては、名称も「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」となっており、秘密の対象は防衛のみであり、罰則も最高刑が二年以上の有期懲役となっていた。ところが、1984年の第三次案から、名称が「国家秘密に係る……」となり、防衛と外交とが秘密とされ、最高刑が死刑又は無期懲役となり、1985年6月に上記法案となったのである。この法案は、法曹、出版、新聞、放送、労働その他各界や広範な国民の反対運動によって廃案となったが、自由民主党は、再度、名称を元に戻し、最高刑を軽くする等若干の修正を施して提出する準備をしている。但し、本節は、上記「国家秘密法」のみを取り上げる。ここには、現代日本の支配層の政治的自由に関する思想がくっきりと顕われているからである。

以下、小論の目的に必要な箇所限って問題点を取り上げ、順次論及していくこととする。(全文は、資料②参照)

1. 「国家秘密法」の「目的」について

「国家秘密法」の提出者達は、この法案を「スパイ防止法」と呼び、本法案の対象がスパイだけであるかの如き印象を作り出そうとしている。だが、後述する通り、この法案は、防衛と外交問題について、国民が知ったり知らせたりする行動の一切を取り締まりの対象としている。

第一条は、本法の目的を次のように規定している。「この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。」この条文で注目すべきは、探知、収集、外国通報「等」のスパイ行為「等」という箇所である。この「等」によって、本法の対象となる行為が、本条に例示されている「探知、収集、外国通報、スパイ行為」に限定されないことを明言しているのである。即ち、取り締まられるのは、スパイとスパイ行為だけでなく、一般国民の様々な行為だということになるのである。そもそも、ある事項を国民には知らせて、スパイに対しては秘密にする、こういうことは不可能である。スパイに対して秘密にしておくためには、国民全体にも秘密にしておかねばならないのである。従って、「国家秘密」を設定し、これを守るためには、これを知ったり知らせたりする者とその行為の一切を処罰しなければならなくなる。プロのスパイは、「職業」として、又は「使命」を帯びて、覚悟の上でスパイ行為をするのであるから、一片の法律によって、これを無くすることはできない。法律によって無くすることができるのは、一般国民の行為だけである。

2. 「国家秘密」の「定義」について

では、何が「国家秘密」で、誰が秘密事項を決めるのか。これを定めているのが、第二条である。「この法律において『国家秘密』とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になって

いないものをいう。」これだけである。別表(資料②参照)には、秘密とされる事項が掲げられている。これを読むかぎりでは、防衛と外交についてのすべての事項が「国家秘密」とされる可能性がある。ともあれ、この別表の事項、及びこれら「事項に係る文書、図画又は物件」の中で、「我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないもの」これが「国家秘密」である。「我が国の防衛上秘匿することを要する」と誰が判断するのであろうか。その判断主体は、それらの事項に責任をもつ国家機関でしかありえない。ところで、本法は、「国家秘密」の指定権者が誰であるのか、どの機関であるのか、明記していない(第三条は、「国家秘密」とされた事項についての「保護上の措置」を規定しているにすぎない)。従って、条文から読み取るかぎりでは、「国家秘密」を指定するのは、それら事項を取扱い、「防衛上秘匿することを要する」かどうか判断する政府当局だということになる。即ち、防衛と外交とについては、政府が「秘匿することを要する」と判断した事項すべてが、「国家秘密」となり、防衛・外交に関しては、従って、政府発表以外は報道もされず、国民は知ることができないことになるのである。

防衛と外交に関する事項とは、国民の生活と安全にとって、重大なる国政上の問題である。主権者たる国民は、これらの事項について知り、自らの意見を形成し、それを国政に反映させる権利がある。このようにして政府をチェックしなければ、政府は独断専行し、国民は自らの生活と安全を守ることができないからである。従って、現行憲法下では、別表に掲げられた事項の多くは、報道もされ、又国会で討論され、国民的論議の対象となっている。ところが、「国家秘密法」は、これらを「国家秘密」として秘匿しようというのである。国民は、これらについて知り、意見を形成し、論議することができなくなるのである。国民は知る権利、知らせる自由を奪われ、思想を形成し、それに基づいて行動する自由を否定されることになるのである。

今から41年前まで、軍機保護法と国防保安法の下で、軍事、外交その他は一切機密とされ、大本営等の発表以外は、国民は何も知ることができなかった。しかも国民は、虚偽の発表を鵜呑みにさせられ、在りもしない「事実」にもとづいて虚偽意識を形成させられ、精神を操作されたのである。だが、政府発表以外は一切が秘密ということになれば、虚偽の発表による国民のイデオロギー操作は、いつでも可能となるのである。我々は、ここで、西ドイツ大統領ヴァイツェッカーの終戦40年記念演説を思い起こす。即ち「過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。」〔Richard von Weizsäcker, *Zum 40. Jahrestag der Beendigung des Krieges in Europa und der nationalsozialistischen Gewaltherrschaft, Ansprache am 8. Mai 1985 in der Gedenkstunde im Plenarsaal des Deutschen Bundestages* (Bonn, 1985). 永井清彦訳、『荒れ野の40年 ヴァイツェッカー大統領演説全文』(岩波書店, 1986年) 参照。]

3. 「罰則」について

本項では、主たる「罰則」規定を取り上げる。第四条は、「死刑又は無期懲役」に処せられる「罪」が規定されている。この第四条に書かれている「犯罪」の構成要件を次に列挙する（但し、アルファベット記号は、整理の都合上、小論筆者が付した）。

第一号は、次の通りである。

- ① 外国（外国のために行動する者を含む）に通報する目的をもって
- ①' 又は不当な方法で
- ② 国家秘密を探知し、又は収集した者で
- ③ その国家秘密を外国に通報し
- ④ 我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの、以上。

①は、所謂「スパイ行為」を対象としていると考えられるが、それだけではなく、外国の通信社に記事を送る場合等も含まれよう。更に、第一号の「罪」は、①の要件がなくても成立することになっている。即ち「外国に通報する目的」がなくても、①'以下の要件だけでよいのである。そこで以下に問題点を検討する。まず①'の「不当な方法で」とは、非常に曖昧である。「国家秘密」には、通常は一般人は接近できないであろうから、何等かの方法で「国家秘密」を知った者は、「不当な方法で」知ったにちがいないと判断される可能性がある。自由民主党は、一問一答形式のパンフ（同党政務調査会編、『スパイ防止法案—その背景と目的—』、1982年）の中で、「不当な方法」とは、「法令に違反する場合のほか、社会通念に照らし妥当と認められないような方法を用いる場合をいいます」とし、「金品で買収したり」、「多量に酒を飲ませたり」、「色じかけで誘惑する行為」が、社会通念上妥当性を欠く例だと説明している。そうだとすると、例えば、酒場で、たまたま会った自衛官と酒を酌み交すうちに、その自衛官が所属部隊の任務や行動について口を滑らせた、という場合、これを聞いた相手方は、「不当な方法で」「国家秘密」を探知した、と判断される可能性がある。

次に③の「外国に通報し」は、一見すると「スパイ行為」だと思われるが、それだけではないのである。上記自由民主党のパンフは、「外国に通報する」とは、外国に秘密を知らせ、「又は外国がこれを知り得る状態に置くことをいいます」と解説している。つまり、新聞やテレビ、その他で報道したり、国会議員が国会で質問したり、とにかく「外国が知り得る状態に置く」行為の一切が、これに含まれるのである。

最後に④の問題点であるが、この要件は極めて危険であると言わねばならない。なぜなら、「我が国の安全を著しく害」した者ではなく、著しく害する「危険を生じさせたもの」となっているからである。未だ我が国の安全を著しく害していないが、その「危険を生じさせた」だけで、死刑又は無期の判決を受けるのである。「危険を生じさせた」かどうかは、判断主体の主観により大いに異なろう。この条文を適用して判断するのは、当局者であり、裁判官である。すべては彼等の主観に委ねられているのである。

以上を、先の酒場の例にまとめると、次のようになろう。新聞記者が、酒場で会った自衛官から、「国家秘密」を聞き、これを新聞で報道した。記者は逮捕され、起訴され、「我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた」と、裁判官によって判定された。この場合、この記者は、死刑か無期懲役の判決を下されることになるのである。これでは、取材報道の自由、国民の知る権利は、息の根を止められてしまおう。

第四条第二号は、同じく死刑又は無期の「罪」を規定している。それは、「国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で」業務上知ったり得たりした「国家秘密」に関して、第一号の要件に挙げた㉔と㉕を行なった者に適用される。従って、「別表」に記されている事項に関連した仕事に従事する者すべてが、その対象となる。即ち、自衛官、公務員、民間企業労働者、大学等の研究者等々が含まれよう。

ところで、前記軍機保護法の最高刑は、「死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役」であり、国防保安法の最高刑は、「死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役」であった。即ち、実際に戦争を遂行するために大改正され、又新たに制定された戦時中の法律でさえ、有期刑の可能性を残していたのである。現在の日本は平時であろう。平時である今日、制定を目論んで提出された法案が、戦時法律よりも重い刑罰、即ち有期刑の余地のない「死刑又は無期懲役」を最高刑としているのである。

第五条は、「無期又は三年以上の懲役」に当たる「罪」を定めている。その要件は、第一号が、第四条第一号に掲げられた要件の中から㉕だけ除いたもの、第二号も、第四条第二号から㉕を除いたもの、となっている。即ち、第四条と同様の行為を行なったが、「我が国の安全を著しく害する危険を生じさせ」なかったと判断された者が、「無期又は三年」の刑罰を受けるのである。第五条第三号は、同様第四条の要件中㉔と㉕のみに該当する者についてである。即ち、「不当な方法で探知」したのでもなく、「業務により知得」したのでもなく、ただ偶然に知った「国家秘密」を公にし、「我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた」と判断された者は、「無期又は三年以上の懲役」となるのである。

第六条は、「二年以上の有期懲役」である。第一号は、前記の㉔と㉕のみ、第二号は、㉔のみに該当する者である。㉔のみとは、「外国に通報する目的」もなく、「不当な方法で」「収集」したのでもなく、業務により「領有」したのでもなく、又「危険を生じさせ」たのでもない、ただたまたま得た「国家秘密」を公にしただけの者のことである。これが、「二年以上の有期懲役」である。

第七条の「罪」は、「十年以下の懲役」に処せられる。第一号は、前記㉔と㉕の要件、第二号は、「国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で」業務上得た「国家秘密を他人に漏らしたもの」である。即ち、「国家秘密」を取り扱う業務により知った「国家秘密」を、自分以外の他の誰か（自分の家族も含む）に話した者は、「十年以下の懲役」である。

第八条は、「五年以下の懲役」である。これは、ただの一般人が、偶然に知ったり得たりした「国

家秘密」を、自分以外の者に漏らした場合に当てはまる。即ち、スパイでも、「国家秘密」を取り扱う業務に従事しているのでもない普通の国民が、たまたま見聞きした事柄を自分の家族に話した、という場合がそれであって、その事柄が「国家秘密」とされていた事項であれば、本条が適用されることになる。その際、当人は、その事項が「国家秘密」であることを認識していなくても（そもそも、何が秘密であるかは秘密である、というのが秘密というものの特徴である。従って、国民は、「別表」に掲げられた事項以上には、何が秘密事項であるか知り得ないのである）五年以下の懲役である。

第九条は、第五、六、七、八条の「罪」にかかわる「未遂」を処罰する規定である。第十条第一項は、「国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者」が、業務により得た「国家秘密を過失により他人に漏らした」行為、同第二項は、第一項以外の業務により得た「国家秘密を過失により他人に漏らした者」を罰する規定である。第十一条は、第五条から第八条に至る「罪」の「予備、陰謀」、「教唆、煽動」を罰する規定である。

4. 「国家秘密法」がもたらすもの

以上の検討から明らかな通り、「国家秘密法」は、スパイだけでなく全国民を取り締まりの対象としている。防衛と外交に関しては、政府発表以外は、取材も報道も国会質問もできず、従って、国民は知ることができない。政府当局が一方的に「国家秘密」と決めた事項については、これを知ったり知らせたりする行為のすべてが、犯罪行為として刑罰を科せられる。国民は、見ざる、言わざる、聞かざるの三猿になることを強いられることになる。そして、政府発表のみを、見させられ、言わされ、聞かされる。その結果、政府発表が意図した通りの行動を、国民は自ら進んで行なう、ということになろう。これが、歴史の教訓である。

ともあれ、政府の防衛・外交政策を報道しようとする新聞社、放送局、出版社等の活動、あるいは、それらの政策をチェックしようとする政党、その他諸団体の活動、更には、これらを研究対象とする研究者の活動、これらは重大な制約を受けることになろう。しかも、知ったり知らせたりする行為の「予備、陰謀」「教唆、煽動」までが処罰対象となっていることからみて、上記諸活動から一般国民の家庭生活に至るまで、日常的監視下におかれる危険性があるであろう。国民を日常的に監視しておくためには、強大な権限と膨大な人員を擁する監視機関が不可欠であろうし、又国民を相互に監視させる仕組みが必要にもなるであろう。

四. お わ り に

1963年に、自衛隊は「昭和38年度統合防衛図上研究」を行なっている。所謂「三矢研究」である。これは、朝鮮戦争の勃発を想定し、勃発と同時に、日本に戦時体制を確立しようとするものであった。そこでは、非常事態法が発令され、自衛隊が治安出動し、批判的政党及び諸団体を解

散させ、幹部を逮捕投獄し、自衛隊全軍が防衛出動態勢に入る、とされていた。その際必要となる非常事態諸法令は、戦争勃発の2ヵ月近く前に、国会提出の準備が完了しており、勃発後直ちに国会に提出され、2週間で制定されることになっていた（藤井松一、大江志乃夫、『戦後日本の歴史 下』、1970年、青木書店、参照）。

この非常事態諸法令の研究は、戦時体制に必要とされる事項を網羅的に取り上げている（塩田庄兵衛他編、『戦後史資料集』、1984年、新日本出版社、参照）。その研究事項の極一部のみを、ここに抽出すると、「内閣総理大臣の権限強化」、「最高防衛指導機構の確立」、「非常事態に際し政府に対する権限委譲」、「国家非常事態宣言」、「非常時物資収用法」、「業務従事の強制」、「強制作服役」、「官民の研究所・研究員を防衛目的に利用」、「防衛徴集制度の確立（兵籍名簿の準備・機関の設置）」、「交通・通信の強制的統制」、「国民生活衣食住の統制」、「強制疎開」、「非常時民・刑事特別法」、「国防秘密の保護」、「軍事秘密の保護」、「国民世論の善導」、「気象官署の統制」、「国土地理院の統制」等々である。

さて、我々は、「政党法要綱」と「国家秘密法」を検討してきたのであるが、これらは、「国家秘密」を設け、これについては、知る権利、知らせる自由の一切を禁圧し、批判的政党を排除するというものであった。「三矢研究」も、批判的政党を排除し、国防・軍事秘密を保護する構想を練っていた。因に、「三矢研究」の「国防秘密の保護」と「軍事秘密の保護」という事項には、「国防保安法」と「軍機保護法」とが参照され、研究さるべき法律として明記されている。更に付け加えれば、1986年2月、政府が国会に提出した「安全保障会議設置法案」の「安全保障会議」は、そっくりそのまま「三矢研究」において構想されていた。即ち、上記研究事項中「内閣総理大臣の権限強化」と「最高防衛指導機構の確立」では、対象法令研究として「国防会議構成法の改正」が挙げられ、「備考」として「国防会議に最高防衛指導の性格を付与」と謳われ、「大東亜戦争間」における類似の機関として「大本営政府連絡会議」が指摘されている。

このように、最近3年間に作成され、又提出された法案と、今から23年前の「三矢研究」とを比較してみると、両者が非常に良く似ていることに気付かされるのである。「三矢研究」における構想を、現在になって具体的法案として提出してきているのではないかと思われるほど、両者は同一である。要するに、支配層の思想、彼等の構想する日本国家像が、23年前も今日も、一貫しており変わっていないということであろう。その国家像とは、疑いもなく戦時体制国家像である。「政党法要綱」と「国家秘密法」とは、この国家像を実現しようとする計画の一構成部分として作成され、又提出されたものだと考えることができよう。但し、23年前のもの、今日のものと違いは、「三矢研究」が、具体的に戦争を想定して、そのための体制を構想したのに対し、「政党法要綱」と「国家秘密法」とは、平時である現在に、戦時と同一の体制を確立しようとしていることである。

「政党法要綱」と「国家秘密法」とは、政治的自由、即ち批判の自由を封ずる狙いを持ってお

り、制定されるならば、そのような結果を導き出すであろう法案であった。それらは、国民の批判的思想を形成する自由、選択する自由、それを実現しようとして行動する自由を否定する内容を孕んでいた。何のために排判を封ずるのか。権力者が自由に行動できるためである。「自由社会・日本」とは、支配層が「自由」に行動し、国民は不自由を強いられる社会だということになる。これが、「政党法要綱」と「国家秘密法」という具体的事例に即して、現代日本の支配層の思想を検証した結果、導き出された結論である。

資料 ①

「政党法要綱」

一. 政党法制定の理由

1. 現代民主制下の政党は、最初は、特定の政治的リーダーの思想に共鳴し、その実現のため、かれを支持する人々の私的集団として起り、次いで選挙権の拡張に伴い、膨大な選挙人の意志を纏めて、これを実際政治の中に流し込むチャンネルとして、半ば私的、半ば公的役割を演ずる団体に発達し、さらに今、上のチャンネルとしての役割を基礎として、議員の選挙および国会活動を効果的たらしめるために不可欠の重要な機能を営み、かつ一党で衆議院にて過半数の議席を占める場合は、単独にて、一党で衆議院にて過半数の議席を占める政党のない場合は、二つ以上の政党が連合して、内閣を担当するという公的任務を果すべき自発的結社となった。

したがって多くの国々において、選挙や政治資金等に関する法律によって、政党の活動につき、多かれ少なかれ、規定しており、また若干の国々では、政党法を制定して、その存在を法的に認定し、民主政治の健全な発達に資している。かくして政党法の制定は、早かれ遅かれ、民主制国の辿るべき道程と思われる。

2. 民主政治の健全な発達のためには、政治資金の明朗化が絶対的要請である。しかし政党の公的任務が拡大強化され、かつ文明の利器および技術の政党による利用につれ、政党が莫大な資金を要するようになると、党員の納付する党費のみでは、党の運営活動を到底充分に行うことができず、しかも個人および法人による政党への寄付には一定の限度を設けることが、政治の公正上、不可避的である以上、いづこの国においてもなんらかの形における公金による政党の援助を行い、またはその必要に迫られている。わが国も決してその例外ではない。

このようにして公金による政党への援助を行うには、成文の法律によると否とにかかわらず、政党を法的に公認することが、その条件でなければならず、その点からも政党法の制定は民主制国の一般的趨勢と認められる。

3. わが国において本年の参議院議員の通常選挙から実施されることになった拘束名簿式比例代表制の下では、選挙人は投票によって政党を選択しうるので、具体的候補者そのものの選択は、これを専ら政党に一任せざるをえないことになる。その結果、国民の政党に対する信頼を法的に保障することが必要となり、政党法を設けて、政党の存在、性質、地位を法的に明確化することが要請されるようになった。

二. 政党法の目的

1. この法律は、現代民主制の下で政党の営む機能の重要性に鑑み、政党をして国民生活の中から自発的に生じた社会集団たるの本質を保持させつつ、しかも国民が政党に対し確固たる信頼を堅持しうよう、その地位と権威とを法的に保障し、わが国民主政治の健全な発達に資することをもって目的とする。

三. 政党の定義および寄与

定義

1. 政党は自発的にして自由に表明される国民的意志を、一定の政治的目標を中心に結集し、国会または地方自治体の議会の議員の選挙に当り、議員候補者を推薦して、選挙人をして効果的に投票することを容易ならしめ、所属議員を通じて、その公表せる綱領、政策の実現に努めるとともに、国会または地方自治体議会の円滑な運営に協力し、さらには、国会の信任に基づき、内閣の形成と運営に任ぜんことを希求せる継続的に存在し、または継続的に存在することを基本方針とする結社である。
2. 政党は政治的諸問題の全般を対象とし、総合的に綱領、政策を樹立し、その実現を目指す結社であり、ある特殊目的や利益の達成を企図する結社は政党でない。

寄与

3. 政党は啓蒙宣伝活動を通じて広く国民に情報を提供し、政治教育を行い、政治意識の高揚に資するとともに、個人より長き生命を持続することによって、責任政治の具現に寄与する。
4. 政党は国民生活の中から自発的に生じた社会集団たることを本質としているので、その基盤たる国民生活並びに国民意志の変動に応じて容易に振動し、国民と政治との乖離を減削し、革命の防止に寄与する。

四. 政党の要件

1. 政党はこの法律に定める政党の定義に該当し、かつ下記要件の一つを満たし、この法律によって設置される政党委員会に届出てその承認を得なければならない。
 - (一) 直近の衆議院議員の総選挙における、その結社に属する全議員の得票総数が衆議院全議員の得票総数の百分の〇を越えること。
 - (二) 直近の参議院議員の通常選挙におけるその結社に属する全議員の得票総数が、選挙区選出議員については、その参議院における全議員の得票総数の百分の〇、比例代表区選出議員については、その参議院における全議員の得票総数の百分の〇を越えること。
 - (三) その結社に所属する国会議員が三十五人を越えること。
 - (四) 直近の自治省の発表による選挙権を有する者十万人以上の連署をもって、新しい政党の設立を希望し、かつ正式に設立した時は、その党員となることを承諾していること。
2. 政党の党員および役員は日本国民でなければならない。
3. 政党は成文の綱領および党則を具有しなければならない。

党則には少くも次の諸事項に関し規定していなければならない。

 - (一) 政党の名称。略称を用いる場合はその略称。
 - (二) 政党本部の所在地。
 - (三) 党員の入党および離党。
 - (四) 党員の権利および義務。
 - (五) 党員に関する紀律および除名。
 - (六) 党大会または全国代表者会議。
 - (七) 党運営の主要機関。

この主要機関中には必ず会計責任者、会計監査二人以上を含めねばならない。会計監査の中一人は公認会計士の資格を有する者でなければならない。
 - (八) 支部および支部連合会。
 - (九) 党友、准党員、賛助員等を有する場合はそれらに関する事項。
4. 政党はその発行せる機関紙、定期刊行物、その他一切の出版物を、発行の都度、政党委員会に提出しなければならない。

「自由社会・日本」に関する一検証

五. 政党の資金および会計

1. 政党は下記の諸収入を資金として、その支出に当てなければならない。
 - (一) 党員、党友（または准党員）、賛助員等の納付する会費。
 - (二) 個人の寄付。
政党に寄付をなしうる個人は日本国民に限る。
 - (三) 日本の法律に基いて設立され、日本国民によって経営または運営されている会社、組合、その他の団体からの寄付。
公社、公団、政府企業体および資金の全部または一部を公金に依存している団体は政党に寄付することはできない。
上(二)および(三)の寄付の金額の制限は政治資金規正法の定めるところに従う。
個人、会社、組合その他の団体よりの政党への寄付については、一定額まで免税の措置をとる。
 - (四) 政党の発行する機関紙、定期刊行物およびその他の出版物からの収入、政党の行う講演会、研修会、バザーその他各種の事業、活動からの収入。
 - (五) 政党の有する資産からの収入。
 - (六) 国庫よりの補助金。
 - (七) 党員、所属国会議員、支部等の納付する分担金。
 - (八) 借入金。
 - (九) その他の収入。
2. 政党は会計年度毎に、その年度内に収受したる総ての収入につき、その出所、その種類、金額を政党委員会に報告し、それを通じて公表しなければならない。

六. 公金による補助

1. 各政党の公的活動に対し、各会計年度毎に、国庫より政党に補助金を支給する。
2. 国庫より各政党に支給すべき補助金は、下記の三種とし、各種毎に本法によって定められた国会議員一人宛の金額につき、毎会計年度の当初における各政党に所属する国会議員の数に応じた金額とする。
 - (一) 基本的補助。国会議員一人につき〇円宛。
 - (二) 政治教育活動のための補助。国会議員一人につき〇円宛。
 - (三) 調査・研究活動のための補助。国会議員一人につき〇円宛。

七. 政党委員会

1. 政党委員会は委員十五人をもって構成し、その中、十人は国会議員、五人は学識経験者とする。
2. 委員の任期は〇年とする。但し再選を妨げない。
3. 国会議員たる委員は、毎改選時における各政党の所属議員数に比例して、その数を割当て、各政党毎に割当てられた数の委員を選出する。
学識経験者たる委員は衆参両院議長の協議に基づき、両院の同意を得て、衆議院議長これを委嘱する。
4. 政党委員会は学識経験者たる委員の中より、委員長、委員長代理各一人を選出する。
委員長は政党委員会を名目上代表し、会議の議長となる。委員長代理は委員長に事故ある時、その職務を代行する。

資料 ②

「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」

(目的)

第一条 この法律は、外国のために国家秘密を採知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ

行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。

(国家秘密保護上の措置)

第三条 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2. 前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

(罰則)

第四条 次の各号の一に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

一 外国（外国のために行動する者を含む。以下この条、次条及び第6条において同じ）に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

第五条 次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報したもの

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報したもの

三 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者

第六条 次の各号の一に該当する者は、二年以上の有期懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもって、国家秘密を探知し、又は収集した者

二 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報した者

第七条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を他人に漏らしたもの

第八条 前条第二号に該当する者を除き、国家秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

第九条 第五条（同条第三号に係る部分を除く）及び前三条の未遂罪は、罰する。

第十条 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第十一条 第五条（同条第三号に係る部分を除く）の罪の予備又は陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。

「自由社会・日本」に関する一検証

- 2 第六条の罪の予備又は陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。
- 3 第七条の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。
- 4 第八条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第五条（同条第三号に係る部分を除く）の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第二項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第八条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。
- 6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首減免）

第十二条 第六条第一号、第七条第一号、第九条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

（国外犯）

第十三条 第四条から第十条まで及び第十一条第一項から第五項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

（この法律の解釈適用）

第十四条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第二条関係）

一 防衛のための態勢等に関する事項

- イ 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況
- ロ 自衛隊の部隊の編成又は装備
- ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練
- ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度
- ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号
- ヘ 防衛上必要な外国に関する情報

二 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項

- イ 艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量
- ロ 装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果

三 外交に関する事項

- イ 外交上の方針
- ロ 外交交渉の内容

白石正夫

- ハ 外交上必要な外国に関する情報
- ニ 外交上の通信に用いる暗号

(昭和61年5月21日 受理)